

小郡市立学校給食センター整備運営事業 要求水準書に関する質問・意見への回答【～11/15受付分】の変更

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
9	要求水準書	85	第6	2	(1)		<p>敷地内にある埋設物や架空設備（柵や架空パイプ等）・既存給食センター建屋・ボイラー（建屋2棟+地下オイルタンク含む）・休憩室・車庫・駐輪場（建屋含む）・プロパン庫・北側の浄化槽・南側の浄化槽（地下の排水処理施設を含む）に対し、以下の区分をご明示願います。</p> <p>①撤去可のもの（着工時に撤去可能or新センター供用前までに撤去可能） ②撤去不可のもの（新センター供用後も継続使用する） ③移設可能なもの（着工時に移設可能）</p> <p>また、①③については、各施設に対し、撤去・移設可能時期と撤去・移設方法の想定がございましたらご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>①撤去可能な物（着工時） 埋設物・車庫・駐輪場（建屋含む）・休憩室・北側の浄化槽・南側の浄化槽（地下の排水処理施設を含む）</p> <p>①撤去可能な物（新センター供用開始前までに） 架空設備・現存給食センター建屋・プロパン庫・南側の浄化槽（地下の排水処理施設を含む）</p> <p>③移設可能な物 ボイラー（現センター稼働中のみ使用し新センターでは使用しない）</p>